

後見人、保佐人または補助人の選任 (補充選任、追加選任)の申立てについて

福岡家庭裁判所後見センター

1 この申立てについて

後見人等が欠けたとき、または後見人等の追加を求めるときは、裁判所に後見人等の選任の申立てをすることができます。

2 申立てに必要なもの

(1) 申立て費用

☐ 収入印紙 800円(申立手数料)

☐ 郵便切手 4070円

(内訳:500円×5、270円×1、110円×11、50円×1、40円×1)

※ 郵便切手は貼らずに提出してください。

(2) 提出する書類

☐ 申立書

☐ 本人に関する質問票

☐ 本人の陳述書

※ 後見人選任の場合は、本人と意思疎通でき、本人の陳述があった場合のみ提出してください。

《後任の候補者》

※ 裁判所に一任する場合は提出不要です。

☐ 後任の候補者の住民票(マイナンバーの記載のないもの)

☐ 候補者事情説明書

《選任の理由を必要とする資料》

☐ 後見人等が死亡した場合は、死亡診断書写し又は死亡の記載のある戸籍謄本

《後見人等又は本人の住所に変更があった場合》

☐ 住民票(マイナンバーの記載のないもの)又は戸籍附票

又は変更後の登記事項証明書

《後見人等又は本人の本籍又は氏名に変更があった場合》

☐ 戸籍謄本又は変更後の登記事項証明書

《申立人が本人の親族の場合》

☐ 申立人と本人の関係がわかる戸籍謄本

《申立人が利害関係人の場合》

☐ 利害関係を証する資料

※ 既に裁判所に提出済みで、記載内容に変更がない場合は提出不要です。

※ 上記以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。

以 上